

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 8 月 4 日（金）第 436 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 1
 ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 1
 ○令和5年度高圧ガス等免状交付業務委託（消防保安課取扱い） 2
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
クスノキ薬局むげ店	霧島市国分向花131-3	令和5年5月31日
和光整形外科	奄美市名瀬和光町18-19	令和5年5月31日
まわたり歯科医院	指宿市湊一丁目10-25	令和5年6月7日

鹿児島県告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年8月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号	日置市医師会訪問看護ステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680	令和4年3月31日

鹿児島県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年8月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
クスノキ薬局むけ店	霧島市国分向花131-3	令和5年6月1日
医療法人徳洲会和光整形外科クリニック	奄美市名瀬和光町18-19	令和5年6月1日

鹿児島県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和5年8月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
ホグレールプロ合同会社	鹿児島市鴨池新町29-5-22	訪問看護ステーションオーパス・ワン	西之表市西之表7147番地	令和5年5月20日
株式会社トラストケア	鹿屋市西原三丁目7-20-5	訪問看護ステーションひまわり	鹿屋市西原三丁目7-20-5	令和5年6月1日

鹿児島県告示第628号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

令和5年8月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状，乙種機械責任者免状，丙種化学（液化石油ガス）責任者免状，丙種化学（特別試験科目）責任者免状，第二種冷凍機械責任者免状，第三種冷凍機械責任者免状，第一種販売主任者免状，第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布，受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布，受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布，受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成，保管及び整理
- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
高圧ガス保安協会本部

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北薩地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年8月4日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所フレンズ	薩摩川内市東大小路町62番地2	アイホーム21株式会社	薩摩川内市東大小路町62番地2	田上 孝	令和5年7月20日	就労継続支援A型